

# 物品見積合わせ(集中調達)実施心得

## 1 総則

集中調達機関(契約検査課)が実施する見積合わせ(備品及び消耗品のうち1件の購入予定額が80万円以下のもの)については、別に定めるもののほかこの心得に基づくものとする。

## 2 参加資格について

指名する相手方は、八代市競争入札参加有資格者名簿(物品・役務等)に登載されている業者のうち、実施する案件の業種分類を希望し、原則として市内に本社があるものとする。

## 3 見積依頼通知について

見積依頼通知は、電子入札システムにより通知する。

閲覧書類は、入札情報公開サービスに掲載する。通知書に記載されたダウンロードパスワードを入力し、仕様内容等を確認すること。

なお、説明会を開催する場合は、説明会日時・会場を通知することし、発注課が説明会時に仕様書を配付、説明を行う。

## 4 見積書の提出について

電子入札システムにより、見積依頼通知に記載した見積書受付提出締切日時までに、見積書を提出すること。

\* 見積書受付締切日時 開札日前日の午後5時(土日祝日及び年末年始の休日を除く)

## 5 同等品の取り扱いについて

仕様書等に規格や性能等に見合う参考品を示し「同等品可」としているものについて、仕様書記載の参考品以外で見積りを行う場合、「同等品確認票(指定様式)」及び仕様分かる資料を添付し、指定された期限までに発注課へ提出し、確認を受けること。事前に確認を受けていない同等品で見積りを行い、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができないため、注意すること。

## 6 見積合わせの辞退について

見積合わせへの参加を希望しない場合は、電子入札システムにより申し出ること。見積合わせ辞退の申し出がなく、見積書が提出されなかった場合は、見積書未提出理由書を提出しなければならない。

## 7 説明会不参加等届出書について

見積依頼通知書に説明会日時の記載がある場合、説明会で仕様書を配付し仕様内容を説明するため、原則として参加が必要である。ただし、やむを得ない理由により説明会に参加できない場合は、説明会開始日時の前までに、説明会不参加等届出書を集中調達機関(契約検査課)へ提出(F

AX可)すること。なお、この場合、仕様内容は発注担当課で説明会終了後に別途説明を受ける必要がある。

この届出書は説明会に参加できない場合にのみ必要なものであり、説明会開始日時の前までに、6の見積合わせ辞退の申し出をしている場合は提出不要である。

## 8 無効とする見積書について

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 内訳書が必要な案件において、内訳書が添付されていない見積書
- (2) 内訳書が必要な案件において、内訳書の合計額が見積金額と一致しない見積書
- (3) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書

## 9 契約の相手方の決定について

開札の結果、有効な見積書の中で予定価格の制限の範囲内において最低の金額の見積書を提出した者を落札者として決定する。

落札者となるべき同価格の見積書を提出した者が二者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

## 10 開札結果の通知について

開札の結果は、電子入札システムにより指名業者へ通知する。

通知する事項は、案件名称、契約の相手方の名称及び決定金額とする。

## 11 契約の締結について

開札結果の通知後、集中調達機関(契約検査課)より落札者へ電話等で契約内容の確認を行う。

落札者は、落札者決定の通知日から5日以内(土日祝日及び年末年始の休日を除く)に、集中調達機関(契約検査課)で作成する契約書等(契約書:50万円を超える契約又は単価契約、請書:50万円以下の契約)を受領し押印の上、提出すること。

## 12 不落、不調及び再調達について

提出された有効な見積書の額がいずれも予定価格を上回った場合、再見積を行う。

再見積の通知は電子入札システムにより行う。通知を確認後、再見積書受付締切日時までに、再見積書を提出すること。

再度提出された見積書の額が、いずれも予定価格を上回ったことにより落札者がいない場合は、不落とする。

なお、再見積を行っても予定価格に達しないときは、有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者に、再度の見積(不落随契)依頼を行う場合がある。

受付締切日時までに再見積書を提出しなかった者は、再見積を辞退したものとみなす。

随意契約(集中調達)を行った結果、見積書を提出した者が無い場合は不調とする。不落または不調となった場合は、内容を見直し再度見積依頼を行い、再調達を行う場合がある。